

業務継続のための官庁施設の機能確保に関する指針(案)について

国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課

しみず かつのり
設備安全対策官 清水 克紀

1 はじめに

中央防災会議において、平成17年9月に「首都直下地震対策大綱」を、平成18年4月に「首都直下地震応急対策活動要領」を決定し、この中で中央省庁等は業務継続計画を策定することとされました。このため内閣府において、平成19年6月に「中央省庁業務継続ガイドライン」が策定され、各省庁はこのガイドラインに基づいて業務継続計画を作成することとなりました。

大規模地震などの災害の発生時においても政府の業務継続が確実に行われるためには、業務を行う場である官庁施設が有効に機能しなければなりません。官庁営繕部では、施設に要求される機能を的確に把握し、業務継続を考慮した施設の機能

確保に関する検討を行うことを目的として、平成19年9月に「業務継続計画を踏まえた官庁施設の機能確保に関する研究会（座長：東京理科大学 寺本隆幸教授，委員については表 1 参照）」を設置し、検討を進めてきました。そして、研究会での検討の成果として「業務継続のための官庁施設の機能確保に関する指針（案）」をとりまとめ、平成20年4月14日より国土交通省官庁営繕部のホームページ（<http://www.mlit.go.jp/gobuild/sesaku/bcp/bcp.htm>）において公表しています。

本指針は、業務継続を行う上で官庁施設に求められる機能を定めるとともに、それを満たすための具体的手法をとりまとめたものです。

2 本指針の対象

本指針は業務継続計画を策定する中央省庁を対象とすることを基本としますが、その機能を代替する霞が関地区以外の防災基地等にて非常時優先業務が行われる施設についても対象となります。また、本指針において想定する基本的な対象事象は「首都直下地震」としてはいますが、今後、

表 1 「業務継続計画を踏まえた官庁施設の機能確保に関する研究会」委員名簿

座長	寺本 隆幸	東京理科大学 工学部第二部 建築学科 教授
委員	丸谷 浩明	京都大学 経済研究所 先端政策分析研究センター 教授
	宮村 正光	社団法人 日本建築学会
	橋浦 良介	社団法人 電気設備学会
	清水 和彦	社団法人 空気調和・衛生工学会
	池田 芳樹	社団法人 日本ファシリティマネジメント推進協会
	池内 幸司	内閣府 参事官（地震・火山対策担当）
	田中 晃	国土交通省大臣官房官庁営繕部 整備課長
	林 理	国土交通省大臣官房官庁営繕部 整備課特別整備室長
	土居 隆彦	国土交通省大臣官房官庁営繕部 設備・環境課長

対象事象の範囲を広げていくことが推奨されることは、「中央省庁業務継続ガイドライン」と同様です。

3 施設機能確保の関係者

施設機能確保の検討に当たっては、まず、どのような者が存在し、それぞれの者がどの部分について責任を持って施設機能を確保するために行動しなければならないのかを明確にしなければなりません。

施設機能確保に当たって中心的な役割を果たす者は「施設管理者」です。「施設管理者」とは、庁舎管理室等の職員であり、庁舎の維持、管理、運営を行うために必要な業務を発注する権限をもち、常時、施設の管理等に関する業務を行っている者をいいます。庁舎管理室は一般的に少人数で構成されています。そのため、発災時には、施設管理者のみで施設機能を確保することは

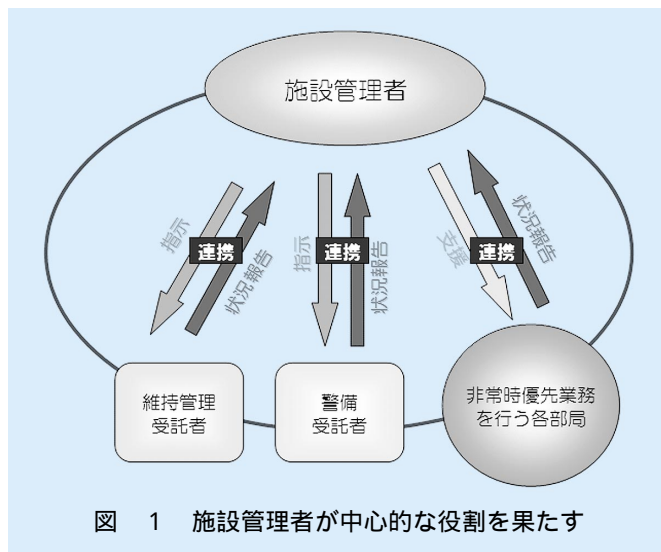


図 1 施設管理者が中心的な役割を果たす

困難です。

そこで、施設の維持、管理の専門的知識を持ち、日常的に施設の管理等を行っている「維持管理受託者」と「警備受託者」が重要な役割を果たします。「維持管理受託者」とは、維持管理、設備メンテナンス等を委託された受託業者であり、「警備受託者」とは、警備員やガードマン等を指します。施設機能の確保に当たっては、施設管理者と維持管理受託者および警備受託者との連携は欠かせません。

また、業務継続計画において非常時優先業務を行う各部署を含め、業務継続計画の作成に当たっては、これら関係者間の役割分担を的確に行うことが重要です（図 1）。

4 業務継続のための官庁施設の機能

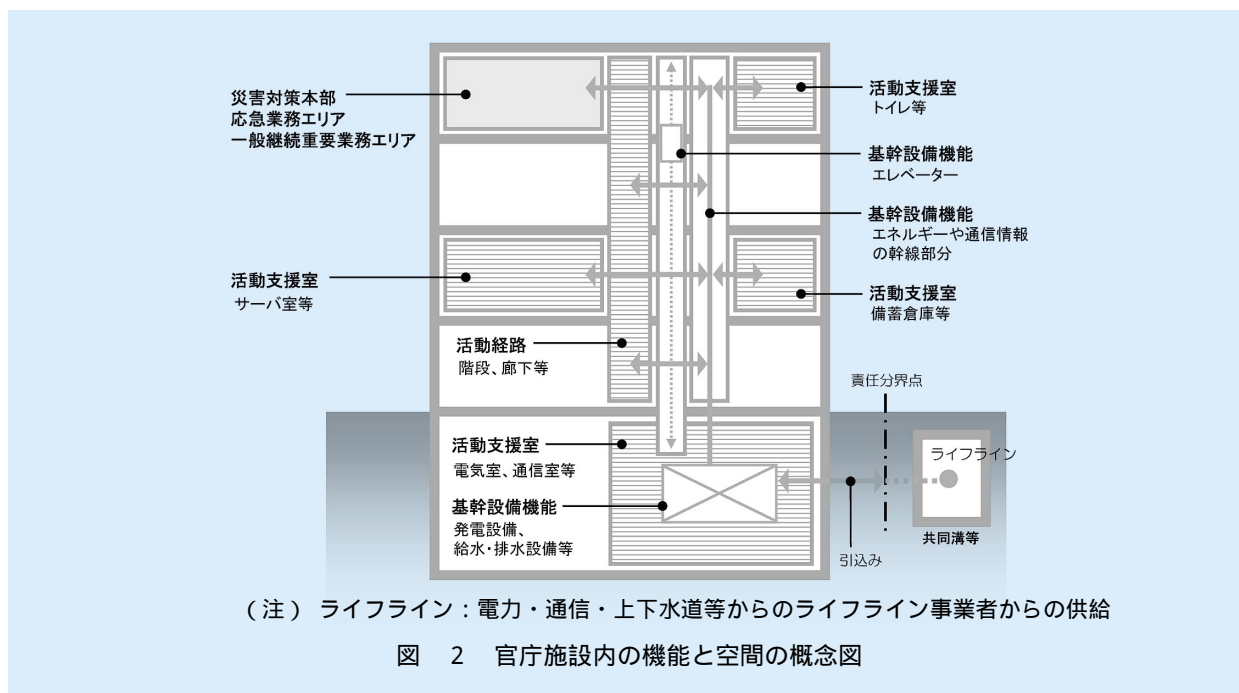
また、本指針では、業務継続のための官庁施設の機能として、「基幹設備機能」「活動支援空間における機能」「執務空間における機能」の三つの機能を定義しています（表 2、図 2 参照）。そして、本指針が首都直下地震を対象事象としていることから、「耐震安全性」をさらに追加しています。

本指針では施設機能を、施設利用者の観点から、非常時優先業務を行う人員が使用する空間の機能と、主要部分や幹線部分の機能に区分して取り扱うこととしており、後者の機能を「基幹設備機能」と定義しています。

また、非常時優先業務の実施において必

表 2 官庁施設内の機能

機能	定義
基幹設備機能	「基幹設備機能」とは、活動支援空間および執務空間における機能を維持するために必要となる電力、通信・情報、給水・排水、ガス、空調、監視制御、エレベーター等の建築設備の主要部分および幹線部分の機能をいう。
活動支援空間における機能	「活動支援空間における機能」とは、非常時優先業務を行うにあたり職員の活動を支援するために必要となる移動・搬送機能、物品の保管機能等、職員の活動を支援する執務空間以外で必要となる機能をいい、廊下、階段、トイレ、備蓄倉庫、電気室、機械室、電算機室等有する機能が含まれる。
執務空間における機能	「執務空間における機能」とは、非常時優先業務を行う室またはエリアが必要とする機能をいう。



要となる移動や搬送の機能，あるいは，非常時優先業務とは直接的な係わりはないものの，職員の業務活動に伴って必要とされるトイレや備蓄等の機能を「活動支援空間における機能」とし，施設機能の一つとして取り扱っています。

非常時優先業務を行う執務室または執務エリアについては，「執務空間における機能」として定義しています。具体的には，明るさ，情報伝達，空調・換気，セキュリティの各機能がそれにあたります。

5 施設管理者の責務

施設管理者は，非常時優先業務を行う上で施設機能が重要であることを認識し，現状の施設機能を十分に把握する必要があります。その上で，業務継続計画の策定および見直しに積極的に参画して必要な情報を共有し，業務継続が確実に進むために，現状の施設機能を前提とした発災時の点検，応急復旧のために必要な「発災時における施設機能確保のための運用計画」や，業務継続力を向上させるために必要な「業務継続を考慮した施設機能確保のための整備計画」を作成する必要があります。

また，作成されたこれらの計画は，訓練・試運

転を通じた問題点の是正，業務継続力の持続的改善を行うため，継続的な見直しが必要です。

6 発災時における施設機能確保のための運用計画

関係各者は，発災時におけるそれぞれの役割をあらかじめ理解しておく必要があります。発災時には迅速に行動し，施設機能を確保しなければなりません。そのため，施設管理者は，関係者それぞれの役割を認識し，発災直後の建築構造体の確認体制および手順，発災後の施設機能の点検体制，復旧手順等を定めた「発災時における施設機能確保のための運用計画」を作成するものとしています。また，運用計画の作成に当たっては，休日や夜間に発災した場合にも迅速に対応できるよう，適切な運用体制を構築するものとしています。

発災時には，施設全般の機能を多くの混乱の中で短時間のうちに確認，点検，復旧させる必要があります。維持管理受託者および警備受託者の関係各者も含めた管理体制を構築し，施設管理者は，その内容を十分に把握しておく必要があります。

発災時の運用体制を検討するに当たっては，平日昼間における発災のほか，休日や夜間に発災した場合も想定しておく必要があります。一般に休日や夜間は，庁舎内の施設管理関係者の人数が少

なく、点検、応急復旧に必要な人員が参集するために要する時間が、平日昼間と比べて長くなる場合が多いと考えられます。

施設機能確保のためには、災害の発生時刻にかかわらず、所定の点検、復旧作業が必要となることから、休日や夜間においても必要な人員が速やかに参集できることが求められます。休日や夜間における参集や体制構築の方法、要する時間が平日昼間と異なることが予想されるため、その内容を踏まえ、「発災時における施設機能確保のための運用計画」に反映させる必要があります。

発災時における関係各者の役割については、その業務内容、対応時間等を契約書、協定等の文書により確認しておくことが必要です。しかしながら、文書による保証を求めることが困難な場合もあり、また、契約書や協定書どおりの対応が実施されるかについては常に確認を要することから、発災時における関係各者の体制、参集方法、対応可能な作業内容と必要時間等を定期的にヒアリングする等して、実行可能な発災時の体制等を確認しておくこととしています。また、それでも、参集時間や人員確保において、業務継続に著しく支障をきたすことが予想される場合には、施設管理者の人員、必要なスキル、組織の強化を図ること

や、休日や夜間の勤務体制を見直す等の措置を検討する必要があります。

発災時の点検、応急復旧は、段階を踏んで進めることが想定されます。まず初めに構造体等の重要部位の確認を行い、建物から至急退避すべきか、あるいは入れるか否かを見極める必要があります。その後、基幹設備機能の確認、活動支援空間における機能の確認と進めていきます（図3）。また、執務空間における機能についても、建物の中に止まって良いと判断された後、各局局において確認を行うこととなります。

7 業務継続を考慮した施設機能確保のための整備計画

施設管理者は、必要な業務継続の水準を達成できる施設機能となるよう、官庁施設の目標とする機能を定め、施設機能の現状を把握し、それらに乖離がある場合には、費用対効果を考慮しつつ適切かつ効果的な対策を施す必要があります。そこで、業務継続力を向上させるため、改修時期、費用等を定めた「業務継続を考慮した施設機能確保のための整備計画」を作成するものとしています。

施設管理者は、非常時優先業務に必要な施設機

施設名称：〇〇〇〇		判定	
点検項目	点検内容	はい	いいえ
Ⅰ. 第Ⅰ次			
1. 構造体等の重要部位のⅠ次点検			
1.1. 構造体			
(1) 一見して危険と感じるか	① 傾いているように感じる。		
	② 危険と思われる要素は見当たらない。		
1.2. その他重要部位			
(1) 一見して危険と感じるか	① 火災が発生している。		
	② 煙が出ている。		
	③ ガスのおいがする。		
	④ 危険と思われる要素は見当たらない。		

図 3 点検チェックシートのイメージ

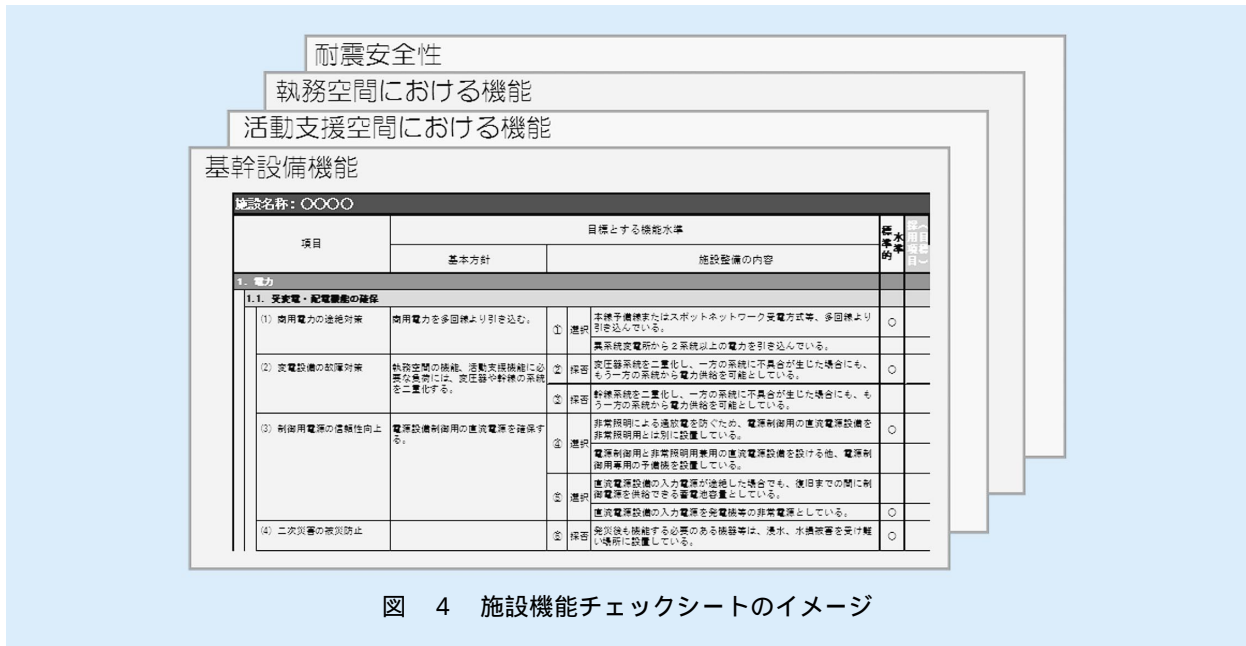


図 4 施設機能チェックシートのイメージ

能を確保するため、耐震安全性、基幹設備機能、活動支援空間における機能、執務空間における機能について、図面、関係書類、現地調査等により、チェックシート等で現状を把握します（図 4）。そして、目標とする機能と比べて現状の機能が不足する場合には、改修計画を立案します。ただし、改修工事等が完了するまでの経過期間においては現状の機能を前提とした業務継続計画を作成されることとなるため、施設管理者は、業務継続計画の策定および見直しに積極的に参画することが期待されます。

また、各部局は、自らが利用する執務空間における機能の現状把握に協力することとしています。

施設管理者は、現状把握の後、目標とする機能と現状との乖離、目標とする機能と対策後の乖離を把握し、それぞれの対策に要する費用、効果、期間等を検討し、目標とする機能となるような対策方法を選定することとなります。

対策の効果を定量的に評価することは、専門的知識が必要なうえに多くの労力、費用、時間を要するため、検討の初期段階においては、施設管理者と非常時優先業務を行う各部局の担当者の協議によって対策の効果を検討し、優先順位を定めることが現実的です。

以上の作業を踏まえて、施設管理者は現行の施

設の修繕計画等を考慮しつつ、「業務継続を考慮した施設機能確保のための整備計画」を作成します。改修、更新等の工事を伴う対策は、現行の修繕計画と整合を取りつつ、機器の耐用年数に相当する時期、道連れ工事を少なくなるような時期等を見据えて実施することが望ましいといえます。しかしながら、非常時優先業務への影響が大きく優先度が高い対策については、早期に工事を行うように修繕計画へ反映させることも検討する必要があります。

大規模な改修等工事については、完了するまでに相当の期間を要することが多いことから、工事完了までの間は、代替手段の確保や運用面での対応により、非常時優先業務への影響を極力少なくさせることが重要です。

8 おわりに

「中央省庁業務継続ガイドライン」では、業務継続計画の継続的改善が重要であるとされています。そのため、「発災時における施設機能確保のための運用計画」「業務継続を考慮した施設機能確保のための整備計画」も継続的な改善を行い、施設機能と業務継続計画の整合性を確保しつつ、業務継続力の維持、向上に努めることが必要です。